

## りそな企業年金研究所

# りそな年金トピックス



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成24年7月6日

### 「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書について

本日、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書が公表されました。

今回公表された報告書は、6月29日に開催された有識者会議第8回会合において示された報告書（案）をほぼ踏襲したものとなっており、当日の議論を踏まえ一部論点の追加等の修正が行われています。

下表に、7月2日付りそな年金トピックスにてご案内した報告書（案）の概要からの変更点をご案内いたします。

＜表＞有識者会議報告書の概要（報告書案からの修正箇所：下線部分）

項目	論 点
資 産 運 用 規 制 の 在 り 方	<p>○資産運用の手法が多様化、複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなる中で、今後の基金の資産運用規制について、以下のような基本的な視点に立った見直しを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務や忠実義務といった基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨をあらためて徹底していく</li> <li>・基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、基金の資産管理運用体制を強化する</li> <li>・外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化する</li> </ul> <p>○企業年金行政を所管する厚生労働省と金融行政を所管する金融庁等との連携をより一層強化していく必要がある。</p>
	<p><b>①受託者責任の明確化</b> (分散投資の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的資産構成割合の策定義務化</li> <li>・「特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資」に関する基金としての方針の明確化</li> <li>・運用基本方針の行政への届出義務化、資産運用業務報告書の記載事項・様式の見直しおよび行政監査等への活用、厚生年金保険被保険者全体への情報開示</li> </ul> <p><b>(忠実義務の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員倫理規程に準拠した基金役職員の職務に関する倫理規程の制定</li> </ul> <p><b>②基金の資産管理運用体制の強化</b> (運用受託機関の選任・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の受託者責任ガイドライン（以下「ガイドライン」）の充実化（例：定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセスなどに関する着眼点、オルタナティブ投資に係る運用商品を選定する際に運用受託機関に対して説明を求めるべき事項と</li> </ul>

項目	論点
資産運用規制の在り方	<p><u>して、時価評価の合理性などの項目の追加)</u></p> <p>(基金のガバナンス・情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員会、加入員および事業主等による資産管理運用業務の執行状況のチェックの強化（代議員会等に説明すべき事項の例示をガイドラインへに追加）</li> <li>・各基金の監事監査規程の見直し（改正後のガイドラインの内容を反映）および監査結果の代議員会への報告義務化</li> <li>・代議員の選出プロセスにおける労働組合の関与強化（意見）</li> </ul> <p>(資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の資産運用関係者に対する、資産運用関連研修の受講義務化（実務経験および資格保有状況等も勘案）および代議員会等への取組状況の報告</li> <li>・基金の資産運用関係者に対する、ガイドライン遵守についての署名義務化（意見）</li> </ul> <p>③外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化</p> <p>(資産運用委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産管理運用業務に関する専門的知識・経験を有する専門家等を資産運用委員会の構成員に追加</li> <li>・資産運用委員会の会議録の作成・保存、理事会・代議員会への報告および事業主・加入員等への周知</li> </ul> <p>(運用コンサルタント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用コンサルタントの「金融商品取引法上の投資助言・代理業を行う者」への登録を契約要件とする</li> <li>・運用コンサルタントと運用受託機関の利益相反関係の確認</li> </ul> <p>(行政による事後チェックの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の監査要綱の見直し（改正後のガイドラインの内容を反映したチェックリストの追加）</li> <li>・上記監査結果の代議員会への報告</li> </ul>
財政運営の在り方	<p>○予定利率の引下げは、財政健全化およびポートフォリオ全体のリスク軽減の観点からは望ましい。予定利率の引下げによって生じる積立不足は掛金引上げにより対応することを基本としつつ、掛け引上げについてできるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討する必要がある。</p> <p>○給付減額については、以下の二通りの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の給付減額基準のうち、母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給者の給付の引下げの際に要件とされている「一時金受給の選択肢の提供」などについては、緩和する方向で見直しを行うべき。</li> <li>・上乗せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、<u>労使による合意がない限り</u>安易な引下げを行うべきではない。また、総合型基金の場合、上乗せ部分の給付を引下げても財政効果が低いことなどを踏まえれば、現行の基準は維持すべき。</li> </ul> <p>○公的年金である代行部分の毀損を防ぐ観点からは、財政健全化の見込みが立たない場合には、解散を促していくことも必要。この場合、現在の解散基準の緩和や、指定基金制度と組み合せつつ一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくことなどが考えられる。</p> <p>○基金の解散に関しては、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入員および受給者との合意を前提とすべき。</li> <li>・確定給付企業年金などの他の企業年金制度への円滑な移行に配慮すべき。</li> </ul>

項目	論 点
	<p>○支払保証制度に関しては、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業年金連合会が実施している現行事業を強化すべき。</li> <li>・代行割れ基金を対象とした支払保証制度を創設することはモラルハザードの可能性など問題が多く、母体企業の自己責任を徹底する観点から慎重であるべき。</li> </ul>
厚生年金基金制度等の在り方	<p>○代行制度の今後の在り方を考えるに当たっては、代行部分の持つ公的年金としての性格を基本とする必要がある。</p> <p>○代行制度が公的年金である厚生年金保険の財政に与える影響との観点からは、以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の産業構造や経済金融環境の変化を経ても代行制度が中長期にわたり持続可能であるかどうか、厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを考えて判断すべき。</li> <li>・代行部分が公的年金財政の一部となっている以上、基金制度の存在が公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクは残る。こうしたリスクを持つ制度をこれ以上存続させるべきではなく、一定の期間をおいて廃止すべき。</li> </ul> <p>○代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点からは、以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況は基金により様々であり、個別の基金ごとの状況を分析する必要がある。資産運用の実績も、単年度ではなく長期的に見て評価すべき。健全に運営されている基金や健全化に向けて努力を続けている基金も数多くあることから、現場の努力を尊重し制度を維持すべき。</li> <li>・総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり、確定給付企業年金や確定拠出年金に移行したとしても効率的な資産運用はできない。中小企業の企業年金を維持するとの観点から、代行制度は維持すべき。</li> </ul> <p><u>○なお、基金の中途脱退者等の年金給付を行っている企業年金連合会の財政について、現状では代行部分は積立不足となっていないものの、上乗せ部分は積立不足の状況にあることから、この点についてどのように対応するかが課題であるとの指摘があった。</u></p>
代行部分の財政運営の在り方	<p>(最低責任準備金の在り方)</p> <p>○代行部分の債務である最低責任準備金については、基金の実態に合わせたものとするとの観点から、代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)について見直す必要がある。</p> <p>○また、次の見直しも行うべきとの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低責任準備金の計算に用いられる厚生年金保険本体の運用利回りの、実績の確定の時期と計算への適用の時期の乖離（「期ずれ」）を解消すべき。</li> <li>・最低責任準備金と過去期間代行給付現価との乖離を事後的に調整する給付現価負担金の交付基準を見直すべき。</li> </ul> <p>(代行割れ問題への対応)</p> <p>○代行部分の財政運営の在り方を考えるに当たっては、厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを縮小する方向で検討する必要がある。</p> <p>○代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが前提であるが、一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響、さらに基金を構成する企業が全て倒産した場合には結果的には厚生年金保険本体の財政へ影響を与えることなどを踏まえれば、問題を先延ばしせず早急に制度的な対応を行う必要があ</p>

項目	論点
厚生年金基金制度等の在り方	<p>る。</p> <p>○具体的には、モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであることを前提に、基金の自主的な努力を支援するとの観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帶債務の仕組みを見直すことを検討すべきである。この場合、連帶債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直して、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきである。</p> <p>○また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう、金融行政と連携しつつ対応を検討する必要がある。</p> <p>○なお、分割納付に際して納付額に付される利率は厚生年金保険本体の実績運用利回りに連動しているが、母体企業の資金調達計画を組みやすくする観点から定率にするなどの緩和措置を講ずるべきであるとの意見もあった。</p>
中小企業の企業年金の在り方	<p>○確定給付企業年金（規約型）および確定拠出年金は、中小企業の企業年金の受皿として普及が進みつつあるものの、中小企業全体から見ると未だ低い普及水準にとどまっている。</p> <p>○今後、さらに中小企業に企業年金を普及させていくとの観点から、給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るために規制緩和や税制改正など様々な方策の検討を進める必要がある。また、運用のスケールメリットを生かすために共同運用の受皿をつくり、希望する場合には運用委託できるような仕組みを用意することも考えられる。なお、共同運用については、各企業年金の受託者責任との関係等の課題も多く、慎重に検討すべきとの意見もあった。</p> <p>○老後生活に備えた自助努力を支援するとの観点から、例えば税制優遇措置のある退職個人勘定の創設などについて、諸外国の例も参考にしつつ、検討していく必要がある。</p>

今般の有識者会議の最終報告を受けて、厚生労働省では、受託者責任ガイドラインの改正等に係るパブリックコメントの募集等を実施するほか、最終報告を踏まえた関連法の改正案を来年の通常国会に提出する方針です。

#### ＜ご参考資料＞

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html>

以上